

2020. 7. 10

疫学上の制限措置に関する当地運輸省の発表について（新型コロナウイルス関連・注意喚起）

- ウズベキスタン運輸省は7月10日、新型コロナウイルスの進入の阻止にかかる措置策定特別共和国委員会による疫学上の制限措置の再強化の決定を受け、7月13日以降の国内鉄道及び国内航空路線の運休を含む、交通機関に関する各種制限措置について発表しました。発表内容の詳細については、以下本文をご覧ください。
- 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあるとして、規制が再強化されております。必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。
- 新型コロナウイルスの感染状況が悪化するのに伴い、市中感染例も増加傾向にあります。当地に滞在中の方におかれましては、マスクの着用、手洗い、うがいを徹底し、密集、密閉空間を避ける等、感染予防にお努めください。

1 ウズベキスタン運輸省は7月10日、新型コロナウイルスの進入の阻止にかかる措置策定特別共和国委員会決定に基づき、国内交通機関の運行に関する各種の制限措置について発表しました。

2 発表内容は以下のとおりです。

- (1) 国の疫学的状況を踏まえ、特別共和国委員会の決定により、今年7月10日以降の厳格な検疫措置が定められた。制限はすべての公共交通機関に適用されることとなり、7月10日以降、バスの運行が停止されている。
- (2) 7月13日以降は、国内鉄道及び国内航空路線についても運休となる。
- (3) 検疫強化の条件下において、特別共和国委員会によって承認されたフライトスケジュールに則って、ウズベキスタン国民を海外から帰還させるためのチャーター便のみが運航される。
- (4) 国境検問所から国民を検疫地域までバスで搬送する。隔離中の国民が治療のために病院や自宅へ移動するための手段として、鉄道とバスが提供される。
- (5) 衛生疫学監督局は、申請書に則って、「黄色」と「緑」のカテゴリに含まれる国からのチャーターフライトを手配する。
- (6) タクシーは、以下の特別な要件に基づいて乗客を運ぶことを認める（注：以下の内容は7月9日に当館から発出した領事メールの内容と同じ）。
 - ア 運転席及び助手席は透明なプラスチックまたはフィルムで覆われる必要がある。
 - イ 運転手と乗客はマスクを着用しなければならない（マスクなしでの乗客輸送は禁止する）。
 - ウ 車両の後部座席には乗客2名までの乗車を認める。
 - エ 車両を登録している地域内（カラカルパクスタン共和国、各州、タシケント市内）でのみ運行を認める。

3 現在、ウズベキスタンでは新型コロナウイルスの感染が増加傾向にあるとして、規制が再強化されております。必要な情報については随時、領事メール及びホームページを通じて、情報提供いたしますところ、常に最新情報を得ることができる体制を維持していただけますようお願い致します。

4 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、市中感染例も増加傾向にあります。当地に滞在中の方におかれましては、マスクの着用、手洗い、うがいを徹底し、密集、密閉空間を避ける等、感染予防にお努めください。

(何かあった場合の連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060、(夜間・休日用緊急携帯) +998-91-162-5009

ホームページ：https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ：

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話：(代表) +81-3-3580-3311、(内線) 2902、2903